

フリースクール等民間施設（FS）を利用している方は 補助金を受けることができます【保護者用】

1 どんな補助金？

- ・FSを利用した月の利用料の半額を補助します（上限1万円）。
- ただし、入会金や体験活動に係る費用、交通費などは含まれません。
- ・保護者、お子さんとともに、教育支援センターの公認心理師（カウンセラー）と面談を受けていただくことができます。（スクラム面談）

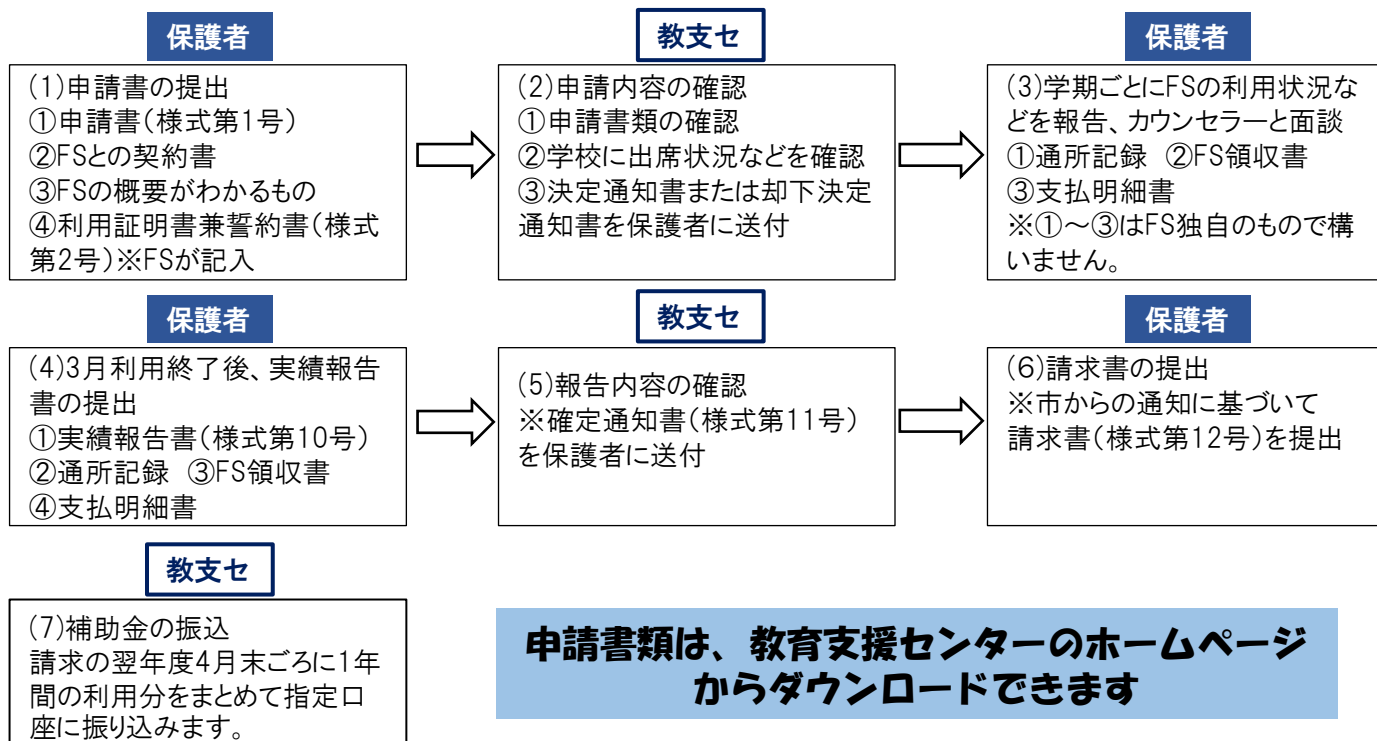
2 対象は？

- 次の全ての要件に該当する小中学生の保護者（市内在住者に限る。）です。
- ・市内に在住している。
 - ・FSを利用する日の前1か月以内に、在籍する学級での活動に7日以上参加していない。
 - ・在籍校の校長からFSの利用を学校への出席として認められている。

3 スクラム面談って？

- ・カウンセラーと面談を受けていただくことができます。
 - ・お子さんとの面談は、遊びなどを通して日ごろ思っていることなどをカウンセラーと話したりします。原則、月に1回です。
 - ただし、他の医療機関や学校のスクールカウンセラーと面談を受けている場合は、この限りではありません。
 - ・保護者は学期に1回、以下の期間に面談を受けていただきます。
- 1学期：4月1日から7月31日、2学期：8月1日から12月31日、3学期：1月1日から3月31日
- ・面談場所は、教育支援センターです。
 - ・保護者が教育支援センターに電話をして、面談の予約をしてください。

4 具体的な申請の流れは？



申請書類は、教育支援センターのホームページからダウンロードできます

通所記録について

保護者とフリースクール等民間施設と学校・教育委員会がお子さんの状況を共有するために活用します。
月ごとに、「通所記録」を学校に提出してお子さんの様子をお伝えください。学校の確認印をもらった家庭で保管し、保護者のスクラム面談時に、その学期分の「通所記録」をまとめて教育支援センターに提出してください。
※フリースクール等民間施設独自のものを利用していただいても構いません(利用日・活動内容がわかるもの)。
ただし、教育支援センターには紙媒体での提出をお願いします。

補助金に関するQ&A

- 1 Q:2つのフリースクールに通っていますが、両方が補助の対象になりますか。
A:上限1万円で補助の対象になります。
- 2 Q:兄弟姉妹がフリースクール等民間施設を利用しています。その場合はどうなりますか。
A:児童生徒1人ずつに補助します。申請書等は1人分ずつ作成していただくことになります。
- 3 Q:私立学校・国立学校に在籍していますが、補助を受けることはできますか。
A:大津市に住所があれば、申請していただけます。
- 4 Q:利用しているフリースクール等民間施設は、利用料がかかりませんが申請はできますか。
A:利用料が無料の場合は、補助対象にはなりません。ただ、スクラム面談を受けていただくことはできます。
- 5 Q:利用するフリースクール等民間施設を変えた場合はどうしたらいいですか。
A:教育支援センターにご連絡ください。「事業変更承認申請書(様式第7号)」を提出していただけます。
その際、新しく利用することになったフリースクール等民間施設の概要がわかるものと契約書、様式第2号も提出していただけます。
- 6 Q:フリースクール等民間施設を利用するのをやめた場合はどうしたらいいですか。
A:教育支援センターにご連絡ください。「事業中止(廃止)承認申請書(様式第8号)」を提出していただけます。
- 7 Q:フリースクール等民間施設に全く行けていませんが、学期ごとの報告(面談)は必要ですか。
A:お子さんの様子を聞かせていただき、今後の支援を一緒に考えるためにも、来所をお願いします。

お問い合わせ先
大津市教育支援センター
電話:077-527-5525